



12月号目次

- 1 令和版！弁護士紹介 ～川崎 翔～
- 2 お勧め書籍のご紹介
- 3 顧問会社様にお知らせ
- 4 メールマガジンのお知らせ
- 5 思ったように遺産が分配されないパターン5選
- 6 ワインが苦手な人のためのワインの選び方

今月の注目トピックは
令和版弁護士紹介！
弁護士 川崎の最新情報を
お伝えいたします！



令和版 弁護士紹介

ニュースレターで紹介をしてから時間が経ってしまった弁護士の最新情報をご紹介します。初回である今月号は東京事務所の川崎翔が登場！写真も最近撮影したばかりの撮りおろしです😊

東京事務所 **川崎 翔**(かわさき しょう)

最近の趣味は？

空手とドラム。空手もドラムも習い始めて1年くらいになりました。空手は黒帯を目指して頑張ります(現在は緑帯)。

最近のマイブームは？

マクドナルドやスターバックスのモバイルオーダー。スマホで注文して、並ばずに品物を受け取って、一人で優越感に浸っています。

好きな漫画は？

「九条の大罪」(真鍋昌平著)という弁護士の漫画にハマっています。「いい弁護士は性格が悪い」というセリフが刺さります。

好きなテレビ番組は？

大泉洋さんの「水曜どうでしょう」。古い番組ですが、低予算、撮影クルーが出てくる、行き当たりばったりの企画と地方番組ならではの工夫と面白さが好きです。

自分を動物に例えると何？

カバ。見た目はマイルドですが、戦闘時に豹変します(毎年アフリカでは、カバに襲われて相当数の被害者が出るらしいです。)



川崎が初めてニュースレターで自己紹介をした12年前の記事は右記QRコードから見ることができます。ぜひ併せてお楽しみください🎵

初々しい川崎の記事はこちら👉



— 人生を元気で豊かにするお勧め書籍のご紹介 —



11 「ライオンのおやつ」

小川糸 著

今回の「人生を元気で豊かにするお勧めの書籍」は弁護士小林義和から紹介させていただきます。

- 1 最近あまり本を読むことができていませんでしたが、題名が印象的で電車の広告か何かで記憶に残っていたことがきっかけでこの本を手にとり読みました。
- 2 この本の主人公は、癌の末期である33歳の女性で、人生の残りの少ない日々を瀬戸内の島のホスピスで過ごすことを決め、東京から瀬戸内の島にやってくるころから物語が始まります。

そのホスピスはゆっくりと時間が流れるような場所で、主人公の病気になる前の忙しかった日々、辛かった闘病生活を癒してくれるような場所でした。主人公は久しぶりにゆっくり外を散歩したり、夜ぐっすり寝ることができるなど穏やかな生活を送ることができました（私の祖父母も瀬戸内海の島に住んでいたのでなんとなくイメージがつかます）。

ただ、そのような日々のなかでも主人公の体調は悪化していき、徐々に身体を動かすことができなくなり、最後は亡くなる様子まで書かれています。

また、物語ではホスピスに入所している様々な人物も描かれています。念願かなってコーヒーのマスターになった方、ずっと公務員を務められていた方、著名な芸術家の方、ホスピスの施設長やスタッフの方、主人公の父親やその家族等様々な人物が登場し、主人公を通じその方々の人生も描かれています。

- 3 私は、この本を読んで不思議な感覚になりました。この本では、短い余命宣告をされて残りの人生がもうすぐ終わる方が実際にどのような心境なのか、病気をする前の元気な時間をどのように振り返っているのか、楽しかったことや辛かったこと、やりたかったけどできなかった心残りのことなどが具体的に書かれており、どれも私自身あまり考えたことがないようなことでした。そして、本を読んでもし自分が同じような境遇になったらどう思うだろうということを考えさせられました。

この本は読んで何か解決方法を得るとかそういったものではありません。ただ、少なくとも私は今の一日一日をもう少し考えながら大切に過ごしていこうという前向きな気持ちになることができました。

忙しい日々のなか一歩立ち止まって一日一日の大切さについて深く考えさせられる本かと思えますので、もしお時間がありましたら是非読んでみて頂ければと思います。

(文責：小林義和)

顧問先会社様にお知らせ

顧客会社様専用ページ、顧客会社様専用メールマガジンへのご登録はお済みでしょうか？

顧問会社様限定ページ

顧問会社様限定ページは、「よつば総合法律事務所 企業法務サイト」の中にある、顧問会社様のみが閲覧できるコンテンツになります。

労務の書式や契約書のひな形をインターネットで探すなど苦労された経験のある方はいらっしゃると思いますが、このページには、「解雇・退職」「就業規則」などの、労務関係で必要になってくる「人事労務書式集」、一から作成するのは大変な「契約書ひな型」など、様々な書式をご用意しております。

その他、具体的なお相談ごとに個別に契約書を準備させて頂く「ご提供できる書式一覧表」もございます。

また、このページでしか閲覧できない「顧問会社様向け限定動画」など、多種多様の特典を公開しております。

まだ登録されていない顧問会社様がいらっしゃいましたら、担当弁護士までご連絡いただくか、以下のメールアドレスまでご連絡下さい。



顧問会社様限定メールマガジン

顧問先様限定ページの更新情報や、期間限定のサービスのご案内、顧問企業様のみへのサービス内容など、役立つ情報満載のメールマガジンを無料で毎月配信しております。

まだ登録されていない顧問会社様がいらっしゃいましたら、下記の担当者にお申し付けください。

「顧問会社様限定ページ」「顧問会社様限定メールマガジン」、ご登録をご希望の方は、担当弁護士、事務局にお伝え頂くか、info@yotsubasougou.comまでご連絡ください。

よつば総合法律事務所 各種メールマガジンのお知らせ

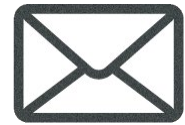


当事務所では、メールマガジン（無料）を複数配信しております。

よつばメールマガジン

最新の法改正や今後の法改正の方向性などの時事ネタ・セミナー情報・特別無料相談会情報・事務所内での出来事など幅広い内容となっております。

メールマガジン購読者様向けのセミナー先行案内などもございます。



企業法務メールマガジン

最新の企業法務ニュース、労務のコラムなど、会社に役立つ知識、経営の関連情報など、企業様のお役に立てるような内容を配信しております。

メールマガジン購読者様だけの限定配信動画の案内もございます。

不動産メールマガジン

不動産会社様向けの情報を発信しています。

不動産会社様には法律問題が多く発生しますので、トラブル解決の事例やポイント対策など、有益な情報や、不動産会社様向けの動画のお知らせなども行っています。



購読料はもちろん無料です。ぜひお申込みください！

以下の URL または右の QR コードよりお申し込みください。

<https://www.yotsubasougou.jp/yotsuba-mail-magazine/>





気になるアレコレ簡単解説

身近な法律のススメ

遺言書を作成したのに！？

思ったように遺産が分配されないパターン5選

自分の死後、遺産を思うように分配しようと思ったら、遺言書の作成は不可欠です。しかし、遺言書を作成しても思ったようにいかないことがあります。

1 遺言の方式に不備がある

遺言はどんな方式でもいいというわけではありません。民法で決められた方式に従わなければ無効とされてしまいます。特に、専門家の関与なしに作成できてしまう自筆証書遺言の場合は注意が必要です。

→対策: 弁護士や司法書士といった専門家に依頼して遺言の方式を確認してもらいましょう。

2 遺言の内容が明確でない

たとえば「それなりの金額のものは全て〇〇に相続させる。」と書いても、「それなりの金額のもの」というのが遺産のうちどれのことを指すのかははっきりしません。はっきりしない以上、この部分は無効となってしまう可能性が高いです。

→対策: これについても、弁護士や司法書士といった専門家に依頼して内容を確認してもらいましょう。

3 亡くなった後に遺言が見つからない

せっかく作成した遺言、大事にしまい込んでしまったために、誰にも発見されないまま遺産分割が済んでしまった…なんてことにならないよう、注意しましょう。

→対策: 公正証書遺言なら、相続人が公証役場へ行けば遺言の有無を確認することができます。また、法務局の自筆証書遺言保管制度を使えば、自分の死後、特定の相続人に対して遺言がある旨の通知を届けることができます。

4 遺留分侵害額請求権を行使される

遺留分とは、相続人(兄弟姉妹以外の相続人に限ります。)が遺産から最低限取得できる金額です。遺言に従うと遺留分相当額より少ない遺産しか取得できない相続人は、「この遺産では遺留分に足りないのでもっと私に分配してください」と請求できることになっています。そのため、少なく相続させるはずだった人に想定より多くの遺産が分配されてしまうといったことが起こりえます。

→対策: 生前に、相続人になる人に事情を説明し、遺留分を放棄する手続きをとってもらえるならばそれが一番です。また、遺言の中に「遺留分の主張を控えてほしい」という内容を記載し、気持ちに訴えるのも一つの手です。それでも遺留分を主張しそうな相続人に対しては、遺留分相当額の財産を予め遺言で割り当てておけば、他の遺産に対する請求を防ぐことができる可能性が高まります。

5 相続人全員が遺言の内容と違う方法で相続することに合意する

相続人全員が合意すれば、遺言の内容とは違う方法で遺産を分けることができます。

→対策: 難しいですが、相続人全員が納得いく遺産分割ができたのは幸せなことだと思います。

有効な遺言を作成し、適切に保管するのは意外と難しいものです。遺言の作成について不安がある方はお早目に弊所の弁護士までご相談ください。
(文責: 辻 佐和子)



柏事務所 弁護士
辻 佐和子



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第64回 大澤一郎の2022年ワインニュース～



2022年も皆様一年間ありがとうございました。
私大澤一郎の極めて個人的な2022年のワインニュースです。

5

第5位 ポジョレー・ヌーヴォーの価格高騰！

円安の影響かもしれませんが、11月恒例の赤ワインポジョレの値段が上がっていました。ちなみに、ポジョレーのブドウ品種は「ガメイ」です。あまりポジョレー以外ではメジャーではない品種かもしれませんね。

4

第4位 (個人的に)レモンサワーブーム到来！

(ワインではありませんが)、ここ数年、レモンサワーが色々な種類が販売されているような気がします。甘さ控えめのレモンサワーがおいしいですね。

3

第3位 (個人的に)赤ワインブーム到来！

家で飲むときは白ワインが圧倒的に多かったのですが、5回に1回位赤ワインにするようになりました。赤ワインのブドウ品種はメルローが好きなのでメルローを中心に選んでいます。

2

第2位 (個人的に)リースニングブーム到来！

今年、白ワインはリースニングがブームでした。今まであまり選ばなかった品種なのですが、しっかりとした味わいがほかの白ワインとは違う特徴でおいしいです。

1

第1位 酒量減少！

45歳という年齢のせい、それとも健康志向になったせいかは不明ですが、全体的に酒量が減りました。体重も良い水準をキープできています！

本コラムも6年目に入っています。2023年も皆様よろしく願いいたします。

(文責 大澤一郎)

年末年始休業のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

年末年始の休業期間について、以下お知らせ致します。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

令和4年12月29日(木)～令和5年1月4日(水)

